

京都大学通則（案）

昭和28年4月7日
達示第3号制定

第1章 学年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

第2章 学部

第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3条の3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第4条 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であつて、本学において、本学が教育研究を行つている学問分野における傑出した能力を有すると認めたもの

(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該学部の定めるところによる。

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可するこ

とがある。

(1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

(2) 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。

(3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第8条 本学の他学部へ転学を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学から本学へ転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することがある。

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りでない。

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとった者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとった者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかった場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第9号、第3項第7号又は第53条の3第9号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部へ再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第13条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第18条の3 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 特に学業優秀と認めた学生その他特別の必要があると認めた学生については、当該学部の定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を

経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学、専門職大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第5項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

3 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

5 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

6 休学期間は、在学年に算入しない。

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

第26条 試験は、当該学部定めるところにより行う。

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。

3 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

4 受理した授業料は、返還しない。ただし、受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めたときは、当該学部長が、嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 譴責

(2) 停学

(3) 放学

第34条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第3章 大学院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第36条 研究科（総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の博士課程は、前期2年の国際連携専攻（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。）の課程とし、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、4年の国際連携専攻の課程とする。

5 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。

6 第3項の規定にかかわらず、薬学研究科創発医薬科学専攻、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。

7 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画

的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修（第49条第5項、第50条第7項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。）を許可することがある。

第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。

3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
 - (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると

認めた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（医学研究科医学専攻、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。

第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することができる。

- (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究研究科に限る。）における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第40条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することができる。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することができる。

第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。）に基づき受け入れる外国の大学院の学生

又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）の学生（経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の学生を含む。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。

第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、当該連携外国大学院が開設する科目を本学大学院の教育課程の一部とみなして当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し、又は当該連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

4 前条第3項の規定による連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位又は連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は、本学大学院における国際連携教育課程に係る科目の履修により修得し、又は当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

5 前条第3項の規定による連携外国大学院と共同して開設する科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本学大学院又は当該連携外国大学院のいずれかにおいて修得したものとすることができる。ただし、第49条第2項の規定により連携外国大学院において修得することとしている単位数に満たない場合は、当該単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第43条の3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学

院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、15単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第46条 学生で、他の大学若しくは専門職大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第45条第5項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、博士課程（博士後期課程を除く。）又は一貫制博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるとき（修士課程を修了した者が一貫制博士課程に入学し、第50条第2項ただし書の規定により、当該修士課程における在学期間を当該一貫制博士課程における在学期間を含むときを除く。）は、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該研究科の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもつて足りるものとする。ことができる。

2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

- 3 前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。
 - 4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす他の大学若しくは専門職大学の大学院又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院における科目の履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位のうち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。
 - 5 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。
- 第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、修士課程（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に2年（2年を超える標準修業年限を定める修士課程にあつては、当該標準修業年限。以下この項において同じ。）以上在学し、当該課程を修了後、一貫制博士課程に入学した者にあつては、当該一貫制博士課程における在学期間に当該修士課程における2年の在学期間を含むことができる。
 - 3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。
 - 4 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
 - 5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。
 - 6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとする。
 - 7 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科医学専攻及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。
- 第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。
- 第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。
- 第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。

第52条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第3章の2 専門職大学院

第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。

3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めたものを含む。）

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上

- の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。
- 第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。
- 第53条の5 科目及び授業は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 当該研究科又は教育部において必要と認めたときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。
- 第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。
- 第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 前項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法曹基礎課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の専

門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第4項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（同条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

第53条の11 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあっては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、法学研究科が定める93単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、4年（法科大学院にあっては6年）を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位（法学研究科が定める必修科目の単位を含む。）については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第53条の8第4項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書の規定により46単位」と、「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあっては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医

学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第4章 学位

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第55条の2 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第58条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第63条 他の大学、専門職大学若しくは外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）の学生又は他の大学、専門職大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学、専門職大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」（平成19年12月25日発効）に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。
 - 4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。
- 第63条の2 第61条、第62条並びに前条第1項及び第4項（特別聴講学生に限る。）の規定は、国際高等教育院の場合に準用する。この場合において、第61条第1項、第62条第1項及び前条第1項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育院」と、第61条第1項及び第2項、第62条第1項並びに前条第1項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。
- 第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。
- 2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。
 - 3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。
 - (1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生
 - (2) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の学生
 - (3) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の大学院の学生
 - (4) 本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この号において同じ。）との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生
 - 4 前3項の規定にかかわらず、科目等履修生又は聴講生として入学を志望し、又は入学する国費外国人留学生は、検定料、入学料及び授業料の納付を、**Kyoto University International Undergraduate Program**における予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する者は、入学料及び授業料の納付を要しない。
 - 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
 - 6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。
- 第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。
- 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。
 - 3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
 - 4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第4

1 条、第 4 4 条第 1 項、第 4 8 条、第 5 3 条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

5 第 2 4 条、第 2 6 条、第 3 0 条ないし第 3 3 条の規定は、学部の特例聴講学生に準用する。

6 第 2 4 条、第 3 0 条ないし第 3 3 条、第 4 8 条の規定は、大学院の特例聴講学生及び特別研究学生に準用する。

7 第 2 4 条、第 3 1 条ないし第 3 3 条、第 4 8 条の規定は、特別交流学生に準用する。

8 第 1 1 条、第 1 9 条、第 2 4 条ないし第 2 6 条、第 3 0 条ないし第 3 3 条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第 2 4 条、第 2 6 条、第 3 0 条ないし第 3 3 条の規定は国際高等教育院の特例聴講学生に準用する。この場合において、第 1 9 条中「所属学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第 2 5 条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第 2 6 条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第 6 6 条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第 6 章 授業料等の額

第 6 7 条 第 1 0 条第 1 項及び第 4 2 条の 2 第 1 項の検定料並びに第 1 2 条第 1 項及び第 4 2 条の 3 第 1 項の入学料の額並びに第 2 8 条第 1 項及び第 5 1 条第 1 項の授業料の年額並びに第 6 4 条第 1 項の検定料、同条第 2 項の入学料及び同条第 3 項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 2 4 年 3 月 3 1 日以前の入学者については、第 2 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和 2 7 年 3 月 3 1 日以前の入学者については、第 2 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 従前の規定による大学院は、従前の規定による大学の卒業者に限り、入学の資格あるものとする。

5 従前の規定による大学院学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和 2 4 年 8 月 5 日達示第 1 3 号制定の京都大学通則は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 5 日から施行する。ただし、改正後の第 4 5 条、第 4 6 条の 2 及び第 5 0 条の規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	1 2 0	4 8 0
文学部	人文学科	2 2 0	8 8 0
教育学部	教育科学科	6 0 (1 0)	2 6 0
法学部		3 3 0 (1 0)	1, 3 4 0
経済学部	経済経営学科	2 4 0 (2 0)	1, 0 0 0
理学部	理学科	3 1 1	1, 2 4 4
医学部	医学科	1 0 7	6 4 2
	人間健康科学科	1 0 0 [1 7]	4 5 1
	計	2 0 7 [1 7]	1, 0 9 3
薬学部	薬科学科	6 5	2 6 0
	薬学科	1 5	1 0 5
	計	8 0	3 6 5
工学部	地球工学科	1 8 5	7 4 0
	建築学科	8 0	3 2 0
	物理工学科	2 3 5	9 4 0
	電気電子工学科	1 3 0	5 2 0
	情報学科	9 0	3 6 0
	工業化学科	2 3 5	9 4 0
	計	9 5 5	3, 8 2 0
農学部	資源生物科学科	9 4	3 7 6
	応用生命科学科	4 7	1 8 8
	地域環境工学科	3 7	1 4 8
	食料・環境経済学科	3 2	1 2 8
	森林科学科	5 7	2 2 8
	食品生物科学科	3 3	1 3 2
	計	3 0 0	1, 2 0 0
総計		2, 8 2 3 [1 7] (4 0)	1 1, 6 8 2

(備考) 入学定員の「」を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合 計 収 容 定 員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	66	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	36	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	18	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	10	20	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
教育学研究科	教育学環専攻	42	84	25	75	—	—	159
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	70	140	25	75	—	—	231
	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	8	16	—	—	—	—	
	計	78	156	25	75	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	664	1,006
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	70	140	25	65	—	—	
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	4	16	
	計	90	180	52	146	170	680	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	12	56	—	—	251
	薬学専攻	—	—	—	—	8	53	
	創発医薬科学専攻	—	—	—	—	14	14	
	医薬創成情報科学専攻	—	14	—	14	—	—	
	計	50	114	12	70	22	67	
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	51	—	—	1,967
	都市社会工学専攻	57	114	17	51	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	150	22	66	—	—	

	機械理工学専攻	5 9	1 1 8	1 6	4 8	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	3 0	6 0	7	2 1	—	—	
	航空宇宙工学専攻	2 4	4 8	7	2 1	—	—	
	原子核工学専攻	2 3	4 6	9	2 7	—	—	
	材料工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0	—	—	
	電気工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0	—	—	
	電子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0	—	—	
	材料化学専攻	2 9	5 8	9	2 7	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	3 9	7 8	1 1	3 3	—	—	
	分子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0	—	—	
	高分子化学専攻	4 6	9 2	1 5	4 5	—	—	
	合成・生物化学専攻	3 2	6 4	1 0	3 0	—	—	
	化学工学専攻	3 4	6 8	7	2 1	—	—	
	計	6 8 8	1, 3 7 6	1 9 7	5 9 1	—	—	
農学研究科	農学専攻	3 3	6 6	8	2 4	—	—	8 7 6
	森林科学専攻	5 8	1 0 6	2 0	5 4	—	—	
	応用生命科学専攻	6 3	1 2 6	1 7	5 1	—	—	
	応用生物科学専攻	5 2	1 0 4	1 7	5 1	—	—	
	地域環境科学専攻	4 0	9 0	1 2	4 2	—	—	
	生物資源経済学専攻	2 4	4 8	8	2 4	—	—	
	食品生物科学専攻	3 3	6 6	8	2 4	—	—	
	計	3 0 3	6 0 6	9 0	2 7 0	—	—	
人間・環境学研究科	人間・環境学専攻	1 6 4	1 6 4	6 8	6 8	—	—	5 3 2
	共生人間学専攻	6 0	6 9	2 8	5 6	—	—	
			1 3 8		8 4			
	共生文明学専攻	5 7	5 7	2 5	5 0	—	—	
			1 1 4		7 5			
	相関環境学専攻	3 8	3 8	1 5	3 0	—	—	
			7 6		4 5			
	計	1 6 4	3 2 8	6 8	2 0 4	—	—	
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	2 9	5 8	1 2	3 6	—	—	3 6 5
	エネルギー基礎科学専攻	4 2	8 4	1 2	3 6	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	2 5	5 0	4	1 2	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	3 4	6 8	7	2 1	—	—	
	計	1 3 0	2 6 0	3 5	1 0 5	—	—	
アジア・アフリカ地域研究研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	1 0	5 0	1 5 0
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	1 2	6 0	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	4 0	
	計	—	—	—	—	3 0	1 5 0	

情報学研究科	情報学専攻	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	—	—	<u>609</u>
	知能情報学専攻	37	<u>37</u>	15	<u>30</u>	—	—	558
			74		45			
	社会情報学専攻	36	<u>36</u>	14	<u>28</u>	—	—	
			72		42			
	先端数理科学専攻	20	<u>20</u>	6	<u>12</u>	—	—	
			40		18			
	数理工学専攻	22	<u>22</u>	6	<u>12</u>	—	—	
生命科学研究所			44		18			
	システム科学専攻	32	<u>32</u>	8	<u>16</u>	—	—	
			64		24			
	通信情報システム専攻	42	<u>42</u>	11	<u>22</u>	—	—	
			84		33			
	計	<u>240</u>	<u>429</u>	<u>60</u>	<u>180</u>	—	—	
		180	378					
総合生存学館	総合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
地球環境学舎	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
経営管理教育部	計	44	88	20	60	—	—	
	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		<u>2,353</u>	<u>4,669</u>	<u>869</u>	<u>2,631</u>	<u>242</u>	<u>997</u>	<u>8,297</u>
		2,302	4,618					8,246

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	100	200	200
総計		334	828	828

京都大学通則の一部改正について

改正理由：京都大学医学部医学科の入学定員2名増（令和5年度のみ）に伴い、学生定員に係る規定を改めるため、所要の改正を行うもの。なお、平成22年度から令和4年度まで入学定員2名増の変更の認可を受けていたため、令和5年度での医学科の入学定員、収容定員の変更は発生せず、令和6年度から令和11年度にかけて入学定員、収容定員の変更の改正を行う。（令和2年度の改正は、医学部人間健康科学科の収容定員減に伴う改正）

京 都 大 学 通 則				新 旧 対 照 表			
改 正 後				改 正 前			
附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。				(前 略)			
別表第1 学部（第3条の2関係）				別表第1 学部（第3条の2関係）			
学部名	学科名	入学定員	収容定員	学部名	学科名	入学定員	収容定員
(略)				(同 左)			
医学部	医学科	107	642	医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100[17]	<u>451</u>		人間健康科学科	100[17]	<u>494</u>
	計	207[17]	<u>1,093</u>		計	207[17]	<u>1,136</u>
(略)				(同 左)			
(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数				(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数			
別表第2 (略)				別表第2 (同 左)			

京 都 大 学 通 則				新 旧 対 照 表			
改 正 後				改 正 前			
附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。				(前 略)			
別表第1 学部（第3条の2関係）				別表第1 学部（第3条の2関係）			
学部名	学科名	入学定員	収容定員	学部名	学科名	入学定員	収容定員
(略)				(同 左)			
医学部	医学科	<u>105</u>	<u>640</u>	医学部	医学科	<u>107</u>	<u>642</u>
	人間健康科学科	100[17]	451		人間健康科学科	100[17]	451
	計	<u>205</u> [17]	<u>1,091</u>		計	<u>207</u> [17]	<u>1,093</u>
(略)				(同 左)			
(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数				(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数			
別表第2 (略)				別表第2 (同 左)			

京 都 大 学 通 則				新 旧 対 照 表			
改 正 後				改 正 前			
附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。				(前 略)			
別表第1 学部（第3条の2関係）				別表第1 学部（第3条の2関係）			
学部名	学科名	入学定員	収容定員	学部名	学科名	入学定員	収容定員
(略)				(同 左)			
医学部	医学科	105	<u>638</u>	医学部	医学科	105	<u>640</u>
	人間健康科学科	100[17]	451		人間健康科学科	100[17]	451
	計	205[17]	<u>1,089</u>		計	205[17]	<u>1,091</u>
(略)				(同 左)			
(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数				(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数			
別表第2 (略)				別表第2 (同 左)			

京 都 大 学 通 則				新 旧 対 照 表			
改 正 後				改 正 前			
附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。				(前 略)			
別表第1 学部（第3条の2関係）				別表第1 学部（第3条の2関係）			
学部名	学科名	入学定員	収容定員	学部名	学科名	入学定員	収容定員
(略)				(同 左)			
医学部	医学科	105	<u>636</u>	医学部	医学科	105	<u>638</u>
	人間健康科学科	100[17]	451		人間健康科学科	100[17]	451
	計	205[17]	<u>1,087</u>		計	205[17]	<u>1,089</u>
(略)				(同 左)			
(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数				(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数			
別表第2 (略)				別表第2 (同 左)			

京 都 大 学 通 則				新 旧 対 照 表			
改 正 後				改 正 前			
附 則 この規程は、令和9年4月1日から施行する。				(前 略)			
別表第1 学部（第3条の2関係）				別表第1 学部（第3条の2関係）			
学部名	学科名	入学定員	収容定員	学部名	学科名	入学定員	収容定員
(略)				(同 左)			
医学部	医学科	105	<u>634</u>	医学部	医学科	105	<u>636</u>
	人間健康科学科	100[17]	451		人間健康科学科	100[17]	451
	計	205[17]	<u>1,085</u>		計	205[17]	<u>1,087</u>
(略)				(同 左)			
(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数				(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数			
別表第2 (略)				別表第2 (同 左)			

京 都 大 学 通 則				新 旧 対 照 表																																															
改 正 後				改 正 前																																															
附 則 この規程は、令和１０年４月１日から施行する。 別表第１ 学部（第３条の２関係） <table><tr><th>学部名</th><th>学科名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">医学部</td><td>医学科</td><td>105</td><td><u>632</u></td></tr><tr><td>人間健康科学科</td><td>100[17]</td><td>451</td></tr><tr><td>計</td><td>205[17]</td><td><u>1,083</u></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> (備考) 入学定員の〔 〕を付したものは２年次編入学定員で外数、（ ）を付したものは３年次編入学定員で外数 別表第２ (略)				学部名	学科名	入学定員	収容定員	(略)				医学部	医学科	105	<u>632</u>	人間健康科学科	100[17]	451	計	205[17]	<u>1,083</u>	(略)				(前 略) 別表第１ 学部（第３条の２関係） <table><tr><th>学部名</th><th>学科名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td colspan="4">(同 左)</td></tr><tr><td rowspan="3">医学部</td><td>医学科</td><td>105</td><td><u>634</u></td></tr><tr><td>人間健康科学科</td><td>100[17]</td><td>451</td></tr><tr><td>計</td><td>205[17]</td><td><u>1,085</u></td></tr><tr><td colspan="4">(同 左)</td></tr></table> (備考) 入学定員の〔 〕を付したものは２年次編入学定員で外数、（ ）を付したものは３年次編入学定員で外数 別表第２ (同 左)				学部名	学科名	入学定員	収容定員	(同 左)				医学部	医学科	105	<u>634</u>	人間健康科学科	100[17]	451	計	205[17]	<u>1,085</u>	(同 左)			
学部名	学科名	入学定員	収容定員																																																
(略)																																																			
医学部	医学科	105	<u>632</u>																																																
	人間健康科学科	100[17]	451																																																
	計	205[17]	<u>1,083</u>																																																
(略)																																																			
学部名	学科名	入学定員	収容定員																																																
(同 左)																																																			
医学部	医学科	105	<u>634</u>																																																
	人間健康科学科	100[17]	451																																																
	計	205[17]	<u>1,085</u>																																																
(同 左)																																																			

京 都 大 学 通 則

新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

附 則

この規程は、令和 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 学部（第 3 条の 2 関係）

別表第 1 学部（第 3 条の 2 関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
(略)			
医学部	医学科	105	<u>630</u>
	人間健康科学科	100[17]	451
	計	205[17]	<u>1,081</u>
(略)			

(備考) 入学定員の [] を付したものは 2 年次編入学定員で外数、() を付したものは 3 年次編入学定員で外数

別表第 2 (略)

学部名	学科名	入学定員	収容定員
(同 左)			
医学部	医学科	105	<u>632</u>
	人間健康科学科	100[17]	451
	計	205[17]	<u>1,083</u>
(同 左)			

(備考) 入学定員の [] を付したものは 2 年次編入学定員で外数、() を付したものは 3 年次編入学定員で外数

別表第 2 (同 左)